

2 用語の解説

1 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは平成27年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、調査の概要「5 調査の対象」を参照されたい。

2 年齢

年齢は、平成27年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としている。

「平均年齢」は、次のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計（年齢「不詳」を除く。）}} + 0.5$$

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいう。

3 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

- 未婚・・・まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶・・・届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 死別・・・妻又は夫と死別して独身の人
- 離別・・・妻又は夫と離別して独身の人

4 国籍

国籍は、「日本」、「韓国・朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分している。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っている。

- (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人・・・日本
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人・・・調査票の国名欄に記入された国

5 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは次のものをいう。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒・・・学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり（世帯の単位：棟ごと）
- (2) 病院・療養所の入院者・・・病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
- (3) 社会施設の入所者・・・老人ホーム、児童保護施設などの入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
- (4) 自衛隊営舎内居住者・・・自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
- (5) 矯正施設の入所者・・・刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり（世帯の単位：建物ごと）
- (6) その他・・・定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など（世帯の単位一人一人）

6 世帯主・世帯人員

世帯主・・・国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

世帯人員・・・世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

7 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

親族のみの世帯・・・二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

非親族を含む世帯・・・二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

単独世帯・・・世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
 - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

8 3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まない。

9 母子世帯・父子世帯

母子世帯・・・未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

父子世帯・・・未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る世帯をいう。

母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

・・・「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

10 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯は、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

高齢者夫婦世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

11 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分している。

住 宅・・・一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となる。

住宅以外・・・寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物
なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。

12 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

主 世 帯・・・「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

持 ち 家・・・居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含む。

公 営 の 借 家・・・その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市再生機構

・ **公社の借家**・・・その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民 営 の 借 家・・・その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給 与 住 宅・・・勤務先ของบริษัท・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先ของบริษัท又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。

間 借 り・・・他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・

公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

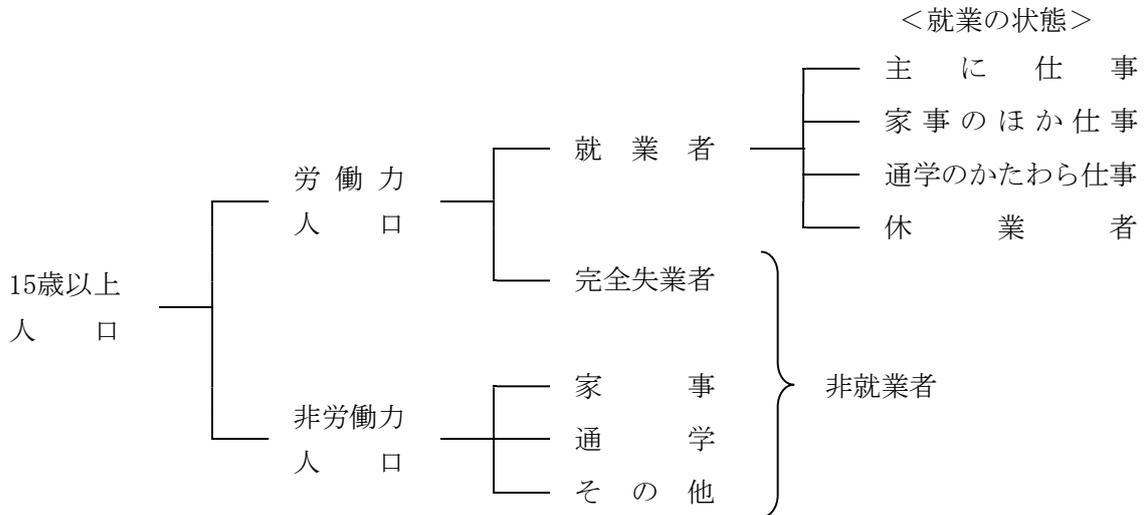
13 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分している。

- 一戸建・・・1建物が1住宅であるもの
なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含む。
- 長屋建・・・二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの
いわゆる「テラスハウス」も含む。
- 共同住宅・・・棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの
なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。
また、建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階以上」に5区分している。
- その他・・・上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

14 労働力状態

「労働力状態」は、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。



労働力人口・・・就業者と完全失業者を合わせた人

- 就業者・・・調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入含む。）になる仕事を少しでもした者
なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。
(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休業などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。

主に仕事・・・主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていて

家事のほか仕事・・・主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事・・・主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者・・・(1) 勤めている人が、病気や休暇などで仕事を休んでも、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

完全失業者・・・調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者

非労働力人口・・・調査週間中、収入に伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の者

家事・・・自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学・・・主に通学していた場合

その他・・・上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）

【注意点】

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。

15 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものである。

雇用者・・・会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正 規 の 職 員

・ 従 業 員 ・ ・ ・ 勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業

所の派遣社員 ・ ・ ・ 労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバ

イト・その他 ・ ・ ・ （１）就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、
「アルバイト」又はそれらに近い名称と呼ばれている人

（２）専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称と呼ばれている人

役 員 ・ ・ ・ 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主 ・ ・ ・ 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 ・ ・ ・ 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 ・ ・ ・ 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 ・ ・ ・ 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

16 産 業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

平成 27 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）を基に再編成したもので 20 項目の大分類、82 項目の中分類、253 項目の小分類から成っている。

【注意点】

- （１）仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっている。
- （２）労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。
- （３）産業大分類を 3 分類に集約している場合があるが、その区分は以下によっている。

第1次産業	}	A 農業、林業
		B 漁業
第2次産業	}	C 鉱業、採石業、砂利採取業
		D 建設業
		E 製造業
第3次産業	}	F 電気・ガス・熱供給・水道業
		G 情報通信業
		H 運輸業、郵便業
		I 卸売業、小売業
		J 金融業、保険業
		K 不動産業、物品賃貸業
		L 学術研究、専門・技術サービス業
		M 宿泊業、飲食サービス業
		N 生活関連サービス業、娯楽業
		O 教育、学習支援業
		P 医療、福祉
Q 複合サービス業		
R サービス業（他に分類されないもの）		
S 公務（他に分類されるものを除く）		

なお、産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3部門には含まない。

17 職 業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事は二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっている。

平成27年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っている。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

- A 管理的職業従事者
- B 専門的・技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
- H 生産工程従事者
- I 輸送・機械運転従事者
- J 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者
- L 分類不能の職業

18 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分している。

総数（夜間人口）・・・調査時に当該地域に常住している人口

従業も通学もしていない・・・常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者

自宅で従業・・・常住者のうち、従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）の者

自宅外の自市区町村で

従業・通学・・・常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外で、同じ市町村の者（21大都市の場合は、同じ区内の者）

他市区町村で従業・通学・・・常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（21大都市の常住者は他の区）の者

自市内他区で従業・通学・・・21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が同じ市内又は東京特別区内で、他の区の者

県内他市区町村で従業

・通学・・・常住者のうち、従業地・通学地が同じ都道府県内の他の市町村の者

他県で従業・通学・・・常住者のうち、従業地・通学先が他の都道府県の者

総数（昼間人口）・・・当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口
[例：A市の昼間人口]

$$\text{A市の昼間人口} = \text{A市の夜間人口} - \text{A市からの流出口} + \text{A市への流入人口}$$

うち自市内他区に常住・・・21大都市への通勤・通学者のうち、常住地が同じ市内又は東京特別区内で、他の区の者

うち県内他市区町村に常住・・・通勤・通学者のうち、常住地が同じ都道府県内の他の市町村の者

うち他県に常住・・・通勤・通学者のうち、常住地が異なる都道府県の者

流出人口・・・当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口

流入人口・・・他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口

昼間人口比率・・・夜間人口100人当たりの昼間人口の比率
(昼間人口比率 = 昼間人口 / 夜間人口 × 100)

【注意点】

(1) ここでいう従業地とは、就業者が従業している場所のことであるが、例えば、外務員、

運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

(2) 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。

(3) 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っている。

(4) 21 大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいう。

19 5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいう。

平成27年調査では、22年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村（5歳未満の人については、出生後に常住していた場所）について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、次の区分などで表章している。

また、5年前には当該市区町村に居住していたが、転出し、平成27年調査時には他の地域に居住していた人は、「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章している。

総数（常住者）・・・調査時に当該地域に常住している者

現住所・・・常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者

国内・・・常住者にうち、5年前の常住地が現住所以外の日本国内の者

自市区町村内・・・常住者のうち、5年前の常住地が同じ市区町村内の他の場所の者（21大都市の場合は、同じ区内の他の場所の者）

自市内他区・・・21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者

県内他市区町村・・・常住者のうち、5年前の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者

他県・・・常住者のうち、5年前の常住地が他の都道府県の者

国外・・・常住者のうち、5年前の常住地が外国の者

総数（5年前の常住者）・・・5年前に当該地域に常住していた者

うち自市内他区・・・21大都市の5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者

うち県内他市区町村・・・5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者

うち他県・・・5年前の常住者のうち、調査時の常住地が他の都道府県の者

転入・・・調査時は当該地域に常住しているが、5年前は当該地域外に常住していた者

転出・・・5年前は当該地域に常住していたが、調査時は当該地域外に常住している者